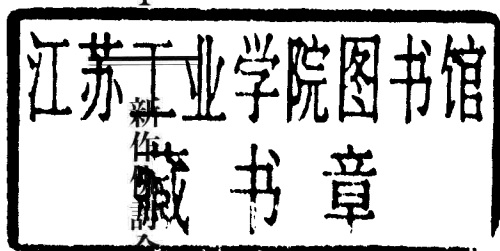


直木三十五全集

1

直木三十五全集

1



全集

示人社

直木三十五全集第1巻

平成三年七月六日発行

編纂協力 直木三十五全集刊行会

発行者 宗 野 信 彦

発行所 東京都文京区水道一―九一―
株式会社 示 人 社

郵便番号 一―二―

電話 東京三八二二―四一三

印刷 製本 モリモト印刷株式会社

装幀 イワサキ・ミツル

落丁・乱丁本はお取替致します

本文及び口絵写真は改造社版直木三十五全集
第1巻（昭和9年5月1日発行）を用いた。

第一卷 目次

仇討に就て	三
つゞれの錦	二九
巡禮唄	五
波の鼓	六
岩見重太郎	七
新選組挿話	八
有田十一口	九
淨瑠璃阪物語	九
巖流島	一三
娘巡禮形見笈摺	一三
六郎語る	一四
名劍祕話	一五
稻葉山櫻吹雪	一九

仇討に就て	三
つゞれの錦	二九
巡禮唄	五
波の鼓	六
岩見重太郎	七
新選組挿話	八
有田十一口	九
淨瑠璃阪物語	九
巖流島	一三
娘巡禮形見笈摺	一三
六郎語る	一四
名劍祕話	一五
稻葉山櫻吹雪	一九

生駒騷動	一七五
疵侍武道鑑	一八八
宮城野信夫	一九八
長沼兄弟復讐の事	二〇四
栗谷三至錄	二二六
本國寺合戰	二三六
黒石の亂鬪	二三八
葛蒲刀御堂前	二五二
傾城買虎之卷	二六二
濃紫筑波風	二七〇
喝凡ヶ辻	二八六
信虎暴虐編	二九八
安達元右衛門	三二一
春女報讐記	三六六
醒ヶ井宿	三九〇

三九〇	三六六	三二一	二九八	二八六	二七〇	二六二	二五二	二三八	二三六	二二六	二〇四	一九八	一八八	一七五
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

芥川虛無僧記	三五〇
秋篠助太刀	三五八
平維茂郎黨被殺語	三七二
少年の智慧	三七六
被討に參る	三八二
黑瀧城の攻圍	三九〇
湍谷の寒月	三九九
針ヶ谷悲話	四〇七
鏡山	四一五
崇禪寺馬場	四二二
虎藏忠義	四三〇
毛谷村六助記	四三八
高田の馬場	四四三
敵討龜山譚	四五二
境橋報讐實記	四六六

新作仇討全集

仇討に就て

一

「事此處に至つては又やむを得ない」

と、これは私の獨言である。――

そこで――私は、直木三十三の名に於て、「江戸物語集成」といふやうな物をでも拵へておかう。誰かにいくらかの便宜を與へるかも知れないと思つたが、本書はその内の一部分である。

江戸時代の物語よりも「日本物語集成」として、驚くべき勢力を示さうかとも考へたが、物語も鎌倉以前になると、人情風俗餘りに距りすぎて興味を惹くほどの物語が少いし、書名をさうつけた以上これもそれも興味を惹かないからと捨てるのも「集成」の名の上に於て困るし、それよりも第一に本屋が賣惡いにちがひ無いし、本屋よりも第一に私自身がそれでは困るから、「江戸時代」のみにするつもりである。然し實際は江戸時代の「物語」が殆ど「物語」の大部分であるから、精力を示すのにも差支へ無いし、い

ろいろ都合のいい譯に成つてくる。
この江戸時代の物語を私は十種に分けた。次の如くである。

- 一、戰記 (難波戰記)
- 二、劍客傳 (塚原卜傳)
- 三、騷動物 (伊達騷動)
- 四、怪談 (四谷怪談)
- 五、世話物 (村井長庵)
- 六、情妖政談 (姐妃のお百)
- 七、盜賊傳 (鼠小僧)
- 八、遊俠傳 (國定忠治)
- 九、戲作集 (八笑人)
- 十、仇討物

かう分類して、その一々を調べて行くと、戰記、軍談の類の外、二より九までの悉くに、必ず仇討が含まれてゐると云ふ事である。勿論その一作々々の全部といふ意味ではない。さういふ作が可成りその中にあるといふ意味に於てである。

例へば劍客傳に於ては無數に、塚原、宮本、荒木、岩見、笹野、柳川、戸田と先生、悉く仇を討つて目出度し／＼に

なるし、御家騒動の中にでも、生駒、伊達、蒲生などの中には仇討挿話がある。佐賀の夜櫻は猫が仇を討たんと活躍する話であるし、番町皿屋敷、乳房の榎、四谷怪談も仇討が關係してゐる。世話物では陣原多助の馬の如きもの、政談では姉妃のお百を毆ふ孝子あり、神稻水信傳の盜賊も君父の仇を報ぜんとするし、勢力富五郎は飯岡助五郎をつけ毆ひ、八笑人さへ上野の春に仇討を演じる。

もし、俗書巷聞の外にしてこれを求むるならば、近松、馬琴は勿論、西鶴、爲永の戀愛小説家すらこれを描いてゐるし、其量に於て右の分類の中に嶄然として高きを示す物は、仇討物語である。小説に歴史に隨筆に、演劇に、仇討はいかなる本にもすぐ發見出来る位多くが書かれてある。恐らく世界の文藝に比類の無い特色であらうと思はれる。

それで——もし「土風興振」とか「武士道云々」とかを以て論ずるならば、直ちに「仇討は忠孝雙全の道である。然し現代に於ては、法律が——然しその精神は——」

とか
「正月には必ず曾我物語を、十二月には必ず忠臣蔵を、この美風のある限り吾日本は」

とか、
「豫讓の復讐心には功利的觀念があります。然し、忠臣蔵を御覽なさい、一合の祿一日の奉公といふ軽い身分で——」

とか
「よく日本人は忍耐力がないと申します。然し仇討の道中に於ける辛苦艱難、例へば五十三年目に仇を討つと云ふやうな」

とか、名論卓説はいくらでも出てくるであらう。私はかういふ解釋のいゝか悪いかは判らないが、とにかく、皇祖神武天皇が、孔舍衛阪に戦つて、皇兄五瀨命を賊に傷られ給ひ、有名なる久米の唄を謳はれて

「われは忘れじ、討ちてしまむ」

と、以來二千六百年、連綿として、大は曾我物語六百枚より、小は一行、二行「この場所に仇討の事ありしとぞ」まで、何百、何千、多くの物語のその多くは悉くこれ、如何なる意味に於てか、何處の隅にか仇討が含まれてゐる。

二

何うしてそんなに盛であるか？

「流行つたからである」

と、これは間違ひがない。それでは、何故流行つたか？

「野蠻なからだ、人を殺したり、情死をしたり、腹を切つたりして何んとも無い人間だからだ、復讐は男らしい強さで無い、畜生らしい勇ましさを、高等な情の者は敵を抱擁する」

と、多分これは外國人にちがひない。イタリイ人以外の外國人であらう。

「怒りつばいからだ、御覽、目尻が釣上つてゐる」

と、これはイギリスの女の考としておいていゝ。

「法律の不完全」

これは確にさうであるが、仇討に限り時に法を侵しても罰しられない事があるから、法律以上の何かあつたにちがひ無い。従つてこれは全部の説明にならない。

「儒教が仇討を奨励した」

それは山鹿素行の「報讐論」の如く、士人を刺激した。

孔子も「苦に寐ね、干を枕にして仕へず」

と云つてゐるし「不俱戴天」も支那の言葉であるし、確に奨励はしてゐるが、佛者も經文に「仇は討て」と云つてないから言論には表さなかつたが、江戸時代の僧侶の勢力を以てして、大いに奨励してゐるから、必ずしも儒教のみでも無い。

「それでは佛教も大いに與つて力がある」

と、それでいゝが、前章云つた如く、二千六百年の昔からの思想で、顯宗天皇、仁賢天皇さへも仇討の事を口にされてをられるし、その淵源實に古いものである。

「では、日本人は忠孝の觀念が厚いからだらう」

と、これも尤もとしておいて

「士風の衰退を防ぐ爲め」

と、これは穿つた一面觀、江戸中期からは確にこの考があつたし

「仇討すると一生食へる」

と、とにかく、少々馬鹿でも、討たれた父の方が悪からうと、仇討さへすれば町では儒が利いたのだから、武士は勿論、町人、百姓、女、子供悉く討てゝも討てなくても仇討に出る。錢別だけでも大した物であるから時々諺を吐く者もあるし「私は敵を探さ身だ」と近所合壁へ觸廻る人間さへ生じた。流行つた一因にも少しはある。

それで結局何うであるか？ 至孝の純情、至忠の純義、習慣的道徳觀念、獎勵的學問、法律の不備、思想の偏端、名譽心、憤怒の連續、生活の方便、關係者の強制、近所の手前、劇小説の感化、人眞似と、いろ／＼有つたと解釋し

ていゝのであらう。私はその一々を物語の内に説明するが「敵を討ちに行くから詩を一つ作つてくれ」

と文詩家へ頼みに行つたり

「敵を討つてきたから書を著して稱めてくれ」

とか、いろいろの人間があつたのである。何れもこれも忠臣孝子では無い。随分嫌々ながら探しに出て行く人もあつたし、途中で胡魔化したのやら、似而非首の細工、人頼みの仇討など、記録に無くとも有つたと思へる。

とにかく「人類愛」も「人道主義」も「キリストの頬を打たれる話」も流行ない時代であるから仕方が無い。然し、もし現在でもかういふ物の含まれてゐる「江戸の物語」が歓迎されるとしたならそれは健全な風潮といふ人もあらうし、低級だといふ人もあらうし、私はその何れに賛成すべきか、この二人ながら讀者であれば

「それは解釋次第で、私は立廻りと、時代の習慣、人情、風俗、劍術のこと、などを書きたくて」

と答へて、明答を避けるつもりである。そして實際私はさういふ物を書いてゐるし、旅のこと、服裝のこと、遊里、食物、裝飾から町人、百姓、俠客といろ／＼微に入り、細に入つて「今」讀書しつゝある」のである。それが何の

位に出てきて、何れ程興味があるかは第二巻、第三巻或は他の書の第十巻であるかも知れないが、とにかく劍術の事だけでも、少くとも出鱈目は書いてゐない。

それで、もう少し詳しく仇討の事を説明しておく――

三

人を殺した者は法律で罰してくれる。しかし、親が殺された場合――早く財産が纏めていゝと、それは近頃の風であるが、私の親の如き、又女房の如き、大事な大事な者が殺されて、もし殺した男が過失罪三年位で、巧に殺す意志が無かつたといふ判決が下つたなら、人は知らず、私は其男に目に物を見せるであらう。

法律は親の死ぬのを待つてゐる倅の親を殺しても、天地にも更へ難き一人子を殺しても、その殺人者を罰するに同一の罪をもつてする。第一の場合ならば、三年でも十年でもいゝであらうが、第二の場合、その男に對して暴には暴を以てと、死に報いるに死を以てする事は人の情である。

これを寛大に

「死んだ者は仕方が無い。殺した男もいゝ氣持はしまい、それでいゝ」

と、決める事のできる人を、必ずしも高い位置におくこ

とは出来ない。

しかも江戸時代には、敵討と生活とは密接であつて、近親を殺されて敵の討てない者は人間として取扱はれなかつた。

何 某

右父某去秋及殺害に候節、復讐申立も可有之候處其儀無之、土道難相立段、不埒至極に思召候。依之山越被仰付旨被仰出候

と、國を追放されてしまふ。

もし、仇が討てたなら、それは少々缺點のある人間でも、加増を申付けられ、詩文に持擧され大した者になるのである。江戸の敵討末期になるに及び、町人、百姓の仇討が無数に出たなど、可成り生活と名譽心とが手傳つてゐる。邪魔な親父は死ぬし、孝行息子にはなるし、名は出るし、褒美の金は入るし、流行つたのも尤もである。

従つて「義によつて御助力申す」といふやうのが出てくるし、荒木又右衛門の名一世に轟くし、秋篠といふ女郎が助太刀をすれば、本人の意志を繼いで代つて仇を討つてやるといふ篤志家も出るし、暫く勝敗をみてゐて此奴なら

大丈夫負けなと思つてから

「やあくそれなる孝子に物申す。心強く思召され、何々藩に左ある者と知られたる何の某、天に代つて助太刀申す」

と、樂な役を買つて出る人間もゐたであらうし、助太刀もいろ／＼になつてきた。

従つて前に書いた如く、仇討を利用する人間さへ出てきたが、それでも明治初年まで、仇討は法で禁じて、大いに稱美されてゐたものである。恐らく今日でも、法は法として執行猶豫位になるにちがひ無い。そして、讃美するにちがひ無い。

従つてミルトンの復讐といふやうに

「復讐はした初めすつとするが、嫌で不愉快になる」といふやうな意味では無い。西洋語の「復讐」と日本の「仇討」とは表面の意味は同じであるかも知れぬが、全然内容が違つてゐる。恐らく「仕返しをしてやつた」といふだけの意味しか無い「Revenge」と「仇討」とは翻譯して完全の意味は通じない。

だから西洋には、ハムレットとかコルシカの話とか、ブーシュキンの小説の一つとかの外、極めて「仇討」は珍ら

しい。支那に於てはいくらか日本的になつてきてゐるが、それでも「豫讓」なども、日本の「父の怨みを晴らすため」よりも「自分の義務を果す」といふ考の方が多いし「士道の習慣」といふやうな意味は全然ない。極めて特異なる一例のみである。

「仇討」に至つては、不規律の法律であり、士道の常道であり、必ず爲さなければならぬ事であつた。善とか惡とかの問題で無く、定められた大道であつた。

これは法律の不備とも云へるが、士道で尙ぶ武士の意地を保護し獎勵する爲には、人を殺す事は何うしても黙許しなくてはならない。理窟以上になれば今でもなぐると同一である。従つて人を殺しても意地を立てれば武士とする以上、殺された方が復讐するのも當然で、これ又士道である。それでは、その子が又仇を討つた人間を殺す、さうなると綿々としてつぎないから、又敵は堅く禁止されてあつた。多少吾々にも判る話である。だから人を意地の下に斬つて逃げた場合、決してそれを無法者と見ない。

「ねらはるゝ人は常に寢所を換へて、晝夜用心して、其上路次を行くに、敵待ち居ると聞かば脇道を通り、跡へ戻り如何様にしても討たれぬ如くに分別心もなり、此傳を無案内

の人々、比興といふ共苦しからず」ともいふし

「ねらはるゝ人は——出合たりとも打たれずして退くを譽とすべし」

ともある。高倉長左衛門の如き、この譽をもつて謳はれた人である。

それと同時に、討つ方も「君親の仇は弓と銃とを用ゐて之を殺すと雖も卑怯でない」と、

と、武田信玄が云つてゐるし、徳川家康も「烈祖論書」に

「父の讐を復す。手を婦人に借るも亦可也」と残してゐる。

四

とにかく、人間は古代から人を殺すし、太古から親兄弟があつたから、仇討といふ事は随分古い。子夏が孔子に「父母の仇に居ること如何」

と聞いたら孔子

「苦に寢ね干を枕にして仕へず、天下を共にせざるなり、これに市朝に遇へば、兵に反らずして鬪ふ」

と答へたと「檀弓」にある。所が周禮、朝士の條に「凡仇讐を報する者、士に書して之を殺さば罪無し。釋に曰く、凡仇人は皆王法の當に討つべき所、報仇有るべき者、謂つて赦に會ひて後已に鄉を離れ使む、其人反り來つて郷里に還る。報ぜんと欲する之時先づ士に書す。士は即ち朝士、然る後之を殺さば罪無し」

とある。即ち王法で所罰して濫りに殺せない事になつて居る。大抵の時代はこのとおりで、法律で禁じ、人情から讚美してゐるやうである。

支那では右の外「公羊傳」に

「父誅を受けざれば子讐を復する可なり」

とあるし、韓退之も

「子、父の讐を復す。春秋に見、禮記に見、又周卷に見、又諸子史に見、數ふべからず。未だ非として之を罪する者有らざるなり」

と、その「復讐狀」に云つて居る。それと共に、法は亂すべからずといふ側の、柳宗元が「駁復讐議」といふやうな物も現はれてゐるし、王安石の如き絶對反對を書いてゐる。然し、何うも仇討には法に手心が出来て、法によつて皇しても猶死刑にするまでに至らない。仇人は出獄後

「父之讐は諸を海外に辟く、兄弟之仇は諸を千里之外に辟く」

といふやうな風に、法で一旦遠くへやつてしまつても、もし歸つてきたなら討取つていゝとしてあつたらしい。これは周の事であるが、明になると、父の仇を擅に殺した者は杖六十、父母以外の親屬のは杖一百と定められた。日本よりも少し厳しいやうである。然しこれは矢張り表面のみで、大抵は情を酌量して輕く濟んでゐたらしい。少くも儒教では獎勵した傾きがある。江戸時代の流行一半の力にも、この儒教の風の影響した事を考への中には入れる事ができるやうである。

日本では律十二篇の中の「賊盜律」に「凡そ父母人の爲に殺さる、私和する者三年（私和とは示談の事）」

云々とあるが、私和しても三年は罰せられたらしい。そして矢張り公法によつて處分されるべきもので、私刑を加へる事は禁ぜられてゐたやうである。

しかし矢張り、支那と同じやうに、父の仇を報ずることはいゝこととして考へてゐたらしく、日本書紀の、顯宗天皇の條に

「吾父先王罪無くして大泊瀬天皇（雄略天皇）に射殺さる。中略 吾聞く父之仇は俱に天を戴かずと」

とあるから「不俱戴天」といふ仇討のモットーは、既に書紀の紀述時代、紀元一千三百八十年頃から用ひられて肯定されてゐたものらしい。「古事記」には仁賢天皇が右の顯宗天皇に「父皇の仇は報いざるべからず」と仰せられてゐるし、神武天皇が孔舍衙阪に五瀬命を射られた時「久米の歌」を唱はれたが、明かに復讐の意味がある。以後、鎌倉時代、南北朝時代とも仇討は稱美されてゐたし、これを罰する法文も、禁する法文も無かつた。曾我兄弟を始めとして、平貞盛、源頼朝——義朝を殺した長田忠致を討つ——日野中納言の息阿若丸、宇野六郎の子の熊王——楠木正儀を討たんとした——悉く史上美談として傳へられて居る。

室町時代には、少しこれに關して残つて居るものがあるが、一般に通用してゐたか何うかは判らない。それは伊達種宗の時で「塵芥集」に

「おやこ兄弟のかたきたりとも、みだりにうつべからず」とある物である。

桃山時代に入ると、長曾我部元親式目に、慶長二年三月

朔日附の法文として

「敵討の事、親の敵を子、兄の敵を弟可打申、弟の敵を兄打つは逆也。叔甥之敵打事は可レ被レ無用事」

と出てゐる。この時分から目下の者の仇討といふ事は禁じられてゐたが、餘りよく云はれ無かつたものらしく、この考へはずつと終りまでつゝいて居た。崇禎寺馬場がたゞ一つ、弟の仇を討ちに出たといふ例として殘されてゐるのみである。

江戸時代になると、人生最も讀賣となり、瓦版となり、芝居、淨瑠璃となるものは、仇討と心中より外何物も無くなつてしまつた。そして心中は——これも法規と人情とは逆になつてゐて、心中未遂者は曝しものにされた上團左衛門の手に引渡されたが、芝居、淨瑠璃では大いに同情されてゐる——御法度であつたが仇討は、妻讐討のやうなものでさへ、討つた方が評判よくなるやうにまでなつた。江戸が末期になつて士風地に墜ちるにつれ、人心奢侈に流れるにつれ、仇討はいよく獎勵された。社會運動が盛になるに裸體畫の取締を寛くして、人心を他へ轉せしめようとする警視廳流の智慧よりは、花々しくつて話の種を殘すだけでもいい。尤も話の種を殘された吾々は多少閑つぶしにな

るが、残さうとした人々は随分苦勞したにちがひ無い。御手當金」や「家財を賣拂つて」調達した旅費のある内はいが、乞食になつたり半期々々の奉公人になつたり、七つの齡から仇敵を探ねて五十三年目に本望をとげたり、馬鹿馬鹿しいのや、氣の抜けたのや、かへつて腹のたつのや、もう止したら何うだと云ひたくなるのや、えゝ面倒臭え、こつちから討たれてやらあと云ひたくなるのや、末になれば成る程、弊害さへ起つてきたやうに思はれる。

その一例は殺した方に理があつて、殺された方が非であるに拘はらず、その子は殺した者を討つと云ふ事である。針ヶ谷仇討川西祐之助の殺されたのなどそれである。もう一つは、赤穂義士などの事が芝居となり、淨瑠璃となつて平民の頭へ滲込むにつれ、矢鱈に平民共が仇討を流行らせた事である。平民が流行らせたからとて安來節の如く決して悪いとは云へぬが、矢鱈に流行らせると云ふ事にはきつと弊害のあるものである。實例を挙げずとも矢鱈といふ文字がさういふ意味を含んでゐるから間違ひはないと思ふ。尤も後世だんく武士が軟柔になつて町人に俠客など起るし、身分の低い者に實力があつたからそれも影響してゐるが、芝居、義太夫の影響して流行りだした事は争ふ事がで

きない。

五

日本で一番古く史上に現はれてゐる仇討とすべき性質の物は紀元一千百十六年に、眉輪王が父大草皇子を害した人として、安康天皇を殺した事である。それから一篇の物語りとして著述に成つてゐる物は、源隆國著「今昔物語」の第二十五卷「平惟茂郎黨被殺物語」といふのが最初であらう。それから後には天慶の亂の平將門、本朝世紀の源重俊、近江の住人某に討たるゝ事、曾我兄弟「徒然草」の虚無僧の仇討、平貞盛を始め第一章に擧げた二三の著名な事件があるし、物語りには「大平記」の中原兼信章兄弟「吉野拾遺」の宇野熊王丸など有名である。

しかし、範圍をこゝまで擴げると、山崎の役は秀吉が主の仇を討つた仇討と云へるし、毛利元就が陶晴賢を嚴島に亡したのも舊主大内氏の仇討と云へる。けれど、吾々がすぐ仇討と聞いて連想するものは「伊賀越」や「忠臣蔵」やで、主として芝居、淨瑠璃、講談に現はれた、江戸時代の物のみである。「御家騒動」が矢張り江戸時代の物に限られてゐるやうに、仇討もその範圍のものとして研究した方が